

シンガポールにおける 住所、名義、名称変更手 続



Drew & Napier LLC, Intellectual Property

Yvonne Tang
(Director
弁護士)

Jaswin Kaur
Khosa
(Associate
Director 弁護士)

Yvonne は、知的財産 (IP) 業務のあらゆる側面で積極的に活動している。彼女は知的財産問題で 20 年以上の経験があり、法的なキャリア全体を知的財産分野に捧げてきた。彼女のクライアントには、多国籍企業や地元企業が含まれる。

Jaswin はシンガポールの資格を持った弁護士であり、その実務は知的財産 (IP) 業務のあらゆる側面に及んでいる。

概要

本稿では、登録可能な知的財産、すなわち商標、特許、意匠に関連して、登録簿に表示される所有者の実体を変更せず、その名前および/または住所を変更する場合のシンガポールにおける手続に関して解説する。

詳細

I. 商標法、特許法および登録意匠法の関連規定

商標法第 108 条、特許法第 115 条、意匠法第 74 条は、それぞれ、商標規則、特許規則および意匠規則において、登録官への対応のための手続、その他の事項の慣行および手続、これらに関連する目的のために使用される様式を定める規定などを設けることができると規定している。

II. 商標規則、特許規則および登録意匠規則の関連規定

商標規則の規則 44 は次のように規定している。

規則 44 登録簿における名称又は住所の変更の申請

- (1) 次の者、すなわち、
- (a) 登録商標の所有者、
 - (b) 登録商標のライセンシー、又は
 - (c) 規則 55 に基づいて登録された登録商標において利害若しくは責任を有する者、
- による登録簿に掲載される自己の名称又は住所の変更の申請は、様式 CM2 により登録官に提出する。
- (2)、(3) (欠番)
- (4) 規則 9 又は規則 10 に基づく送達宛先を提出した者が様式 CM2 により請求した場合、登録官は、いつでも登録簿におけるその住所を変更することができる。

特許規則の規則 56 は次のように規定している。

規則 56 名称、宛先の変更又は訂正

- (1) 自己の名称を変更した者が登録簿又は登録局に提出された出願書類その他の書類に当該変更を記入するよう求める請求は、様式 CM2 により行う。
- (2) (欠番)
- (3) 登録簿又は登録局に提出された出願書類その他の書類に記入された、
- (a) 自己の宛先(送達宛先でなく)の変更、又は
 - (b) 自己の名称、宛先(送達宛先でなく)の誤記の訂正、
- を請求する者は、様式 CM2 によりこれを行う。
- (4) 登録官が名称又は宛先(送達宛先でなく)の変更の請求を容認できると判断する場合、登録官は、登録簿、出願書類その他の書類を相応に変更又は訂正する。

意匠規則の規則 66 は次のように規定している。

規則 66 名称又は住所の変更申請

- (1) 何人かが、登録簿又は登録官に引渡し、送付若しくは提出した書類に記載された自己の名称の変更を求める場合は、その請求は様式 CM2 にて行う。
- (2) 何人かが、登録簿又は登録官に引渡し、送付若しくは提出した書類に記載された自己の住所又は送達宛先の変更を求める場合は、その請求は様式 CM2 にて行う。
- (3) (欠番)
- (4) 名称又は宛先の変更請求が許容できるものであると登録官が判断する場合、登録官は、登録簿又は場合により書類を修正する。

III. 登録簿間で共通の手順

上記の関連規定からわかるように、所有者の名前や住所の変更を求める請求については、商標、特許、意匠に共通の様式 CM2 を利用する。

2017年4月1日より、様式 CM2 の提出する際の公式料金は発生しない。

シンガポール知的財産局（「IPOS」）は、様式を記入して送信する方法の手順を提供するユーザーマニュアルを作成した。本ユーザーマニュアルは、次のリンクから閲覧、ダウンロードできる。

<https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/WP/UserManual.aspx>

【ソース】

- ・シンガポール商標法（第 332 章）

<https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998>

- ・シンガポール商標規則（2021年 S692 により改正、2021年10月1日施行）

<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R1?DocDate=20210910>

- ・シンガポール特許法（第 221 章）

<https://sso.agc.gov.sg/Act/PA1994>

- ・シンガポール特許規則（2021年 S688 により改正、2021年10月1日施行）

<https://sso.agc.gov.sg/SL/PA1994-R1?DocDate=20210910>

- ・シンガポール意匠法（第 266 章）

<https://sso.agc.gov.sg/Act/RDA2000>

- ・シンガポール意匠規則（2002 年改正、2002 年 1 月 31 日施行）

<https://sso.agc.gov.sg/SL/RDA2000-RG1?DocDate=20020131>

- ・IPOS ユーザーマニュアル

<https://ip2sg.ipos.gov.sg/Layouts/RPSWP/WP/UserManual.aspx>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)